

今後の地域移行・地域生活支援 の方向性(案)

2011. 8. 9 大阪府障がい者自立支援協議会

障がい福祉室地域生活支援課

現状と課題

■ 府の取り組み成果

○大阪府では、これまで地域移行支援センター事業や精神障がい者退院促進支援事業の実施により、施設や精神科病院の入所・入院者の地域生活への移行を進め、一定の成果を上げてきた。

| | | |
|----------|--------------------|-----------------------|
| ※施設入所者 | 23年度目標値 1,486人 ⇒ | 実績 1,255人(H22年度末) |
| | ★地域移行支援センター事業 | 562人(H23.3末) |
| ※社会的入院患者 | 23年度目標値 1,908人 ⇒ | 実績 1,882人(H22.6.30現在) |
| | ★大阪府精神障がい者退院促進支援事業 | 270人(H23.3末) |

■ 今後は、府から市町村へ

○地域移行支援センター事業(府単独)が、今年度(H23)限りで終了。

○また、障害者自立支援法の一部改正により、①市町村に基幹相談支援センターの設置、②自立支援協議会を法律上位置付け、③地域移行支援、地域定着支援の個別給付化、④支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勘案)、サービス利用等計画作成の対象拡大など、今後は、住民に身近な市町村において、「指定一般相談支援業者(都道府県指定)」及び「指定特定相談支援事業者(市町村指定)」が中心となって、障がい者の地域移行・地域生活支援を推進。

○さらに、国事業である精神障害者地域移行支援特別対策事業における地域移行推進員の配置等についても、平成24年度から、障がい福祉サービスにおいて個別給付化されることが予定。

○このため、今年度(H23)中に、府として新たな①地域移行を含む地域生活支援の推進体制、②基盤整備方策のあり方を明確化することにより、平成24年度からの円滑な事業実施を図る。

市町村における相談支援体制の充実・強化(1)

■ 自立支援協議会の機能強化

○地域自立支援協議会に専門部会として「地域移行推進部会(仮称)」を設置し、今後の地域移行・地域定着支援システムの中心的な役割を担う。

⇒相談支援事業者、日中活動系事業者、GH/CH事業者、精神科医療機関、府保健所、市障がい福祉担当課等。

⇒地域移行推進部会の設置は、地域の実情に応じて、複数市町村の共同設置も可能。

○地域自立支援協議会等による支援状況の把握とモニタリング、指定相談事業者等に対する支援

⇒市町村等は、計画相談支援(サービス等利用計画の策定及びモニタリング)の状況、地域相談支援(地域移行・定着支援)の状況を把握し、地域自立支援協議会等において共有化を図る。

また、支援が適切に行われているかを検証し、指定相談事業者等に助言・指導を行うとともに、課題解決に向けた必要な協力・支援体制の整備を図る。

○地域自立支援協議会は、府からの情報提供をもとに、地域移行希望者(候補者)の状況やGH/CH等の受け入れ体制の把握を行うとともに、地域における地域資源の整備方策等を協議し、整備計画を策定。

★府自立支援協議会の地域支援推進部会に「地域移行ワーキング(仮称)」を設置し、府内全域の地域移行状況の把握や課題の検討を行うとともに、地域自立支援協議会と連携し、広域的な課題解決のための方策等を検討する。

地域自立支援協議会

地域自立支援協議会(市町村)

専門部会

専門部会

地域移行推進部会
【身体・知的・精神】

精神科医療機関、保健所、
精神障がい者支援団体等
の参画

府域自立支援促進会議(廃止)

- 地域自立支援協議会に専門部会として地域移行推進部会を設置(新規)。
- 地域移行推進部会では、対象者(在宅者含む)の把握、選定、支援状況の把握等を実施するとともに、関係機関が連携し、施設、病院等に対する働きかけや地域住民への啓発等、支援体制の整備を行う。
- 地域移行推進部会は、行政機関、施設、病院、相談支援事業所等の地域移行に関連する関係機関で構成。
- 必要に応じて、ワーキンググループ等を設置。
- これまで大阪府保健所等が担ってきた圏域自立支援促進会議は廃止。保健所等は、専門機関として地域移行推進部会に参画し、市町村や相談支援事業者等に対する協力、支援を行う。

都道府県自立支援協議会

大阪府障がい者自立支援協議会

ケアマネジメント推進部会

地域支援推進部会

相談支援ガイドライン
ワーキング

地域移行ワーキング
【身体・知的】

地域移行ワーキング
【精神】



統合



統合

大阪府精神障がい者
退院促進支援事業運営委員会

●地域移行の課題等を検討するための地域支援推進部会内に「地域移行ワーキング(身体・知的、精神)を設置(一部新規)。

●ワーキングは、施設や在宅者(施設入所待機者等)の地域移行、病院からの地域移行に係る課題等を検討
なお、大阪府精神障がい者退院促進支援事業運営委員会は上記部会等に統合する。

市町村における相談支援体制の充実・強化(2)

■ 相談支援体制の整備

○指定特定・一般相談支援事業者の確保、基幹相談支援センターの設置

⇒サービス等利用計画の策定、モニタリング、地域移行支援、地域定着支援を障がい特性に応じて円滑に実施するためには、計画相談支援と地域相談支援の両機能を備えた指定相談支援事業者の確保を基本。なお、地域の実情に応じて、複数市町村による同一事業所の指定も可。

※1市町村に障がい種別毎に1か所の指定特定・一般相談支援事業者を確保

※児者一貫した相談支援体制を確保するためには、障がい児相談支援機能を併せ持つことが適当。

⇒基幹相談支援センターは、市町村ごとに最低1か所設置が望ましいが、三障がい対応可能となるまでの当面の間（H26年度まで）、市町村障がい福祉部局がその機能を担う。

○事業者等による施設や病院への継続的な働きかけ

⇒「指定特定・一般相談支援事業者」は、施設、市町村、支援関係機関の協力を得て、施設に働きかけ等を行うとともに、施設入所者に対して一定期間ごとに行うモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる（施設からの地域移行の場合）

⇒「指定特定・一般相談支援事業者」は、精神科病院、市町村、保健所、支援関係機関の協力を得て、入院患者に対する働きかけ等を行い、適切な支援候補者を選定し、精神科病院からの依頼を受けて、サービス等利用計画を策定する（精神科病院からの地域移行の場合）

■ サービス等利用計画（地域移行支援計画）の策定

○市町村による地域移行希望者（候補者）の実態把握

⇒市町村は、府からの情報提供をもとに、地域移行を希望する施設入所者数を把握。なお、施設入所待機者を含む在宅の地域移行希望者は、市町村において把握。

⇒市町村は、国が示す新たな退院目標数値等を勘案し、府からの情報提供をもとに精神科入院患者の実態を把握。

○「指定特定相談支援事業者」によるサービス等利用計画（地域移行支援計画）の策定

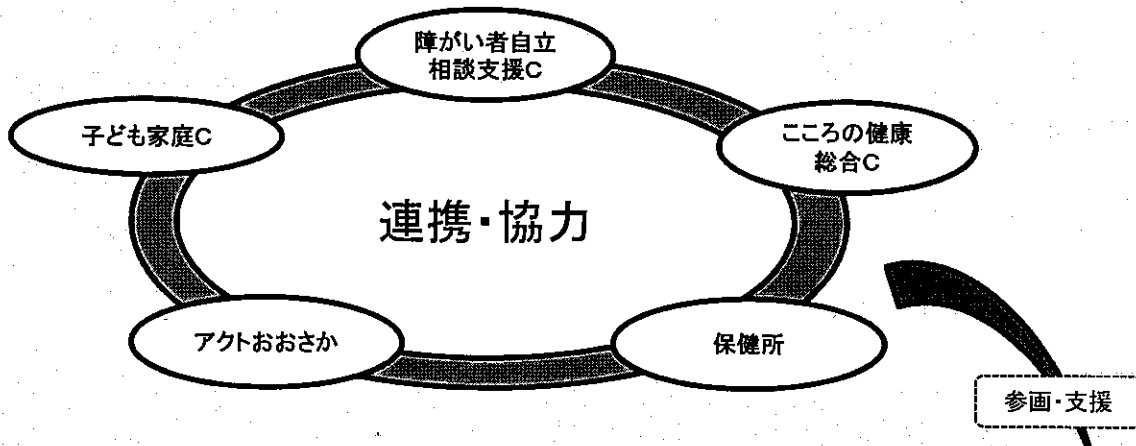
⇒市町村は、地域移行を希望する入所者及び入院患者の状況等を「指定特定・一般相談支援事業者」に報告。地域自立支援協議会も、その情報を共有し、分析・検討、地域移行計画を策定。

⇒「指定特定相談支援事業者」は、支援関係機関の協力を得て、入所者・入院者（地域移行候補者）のニーズを踏まえたサービス等利用計画（地域移行支援計画）を策定。

地域移行支援・地域定着支援体制のイメージ図(府・市町村の役割)

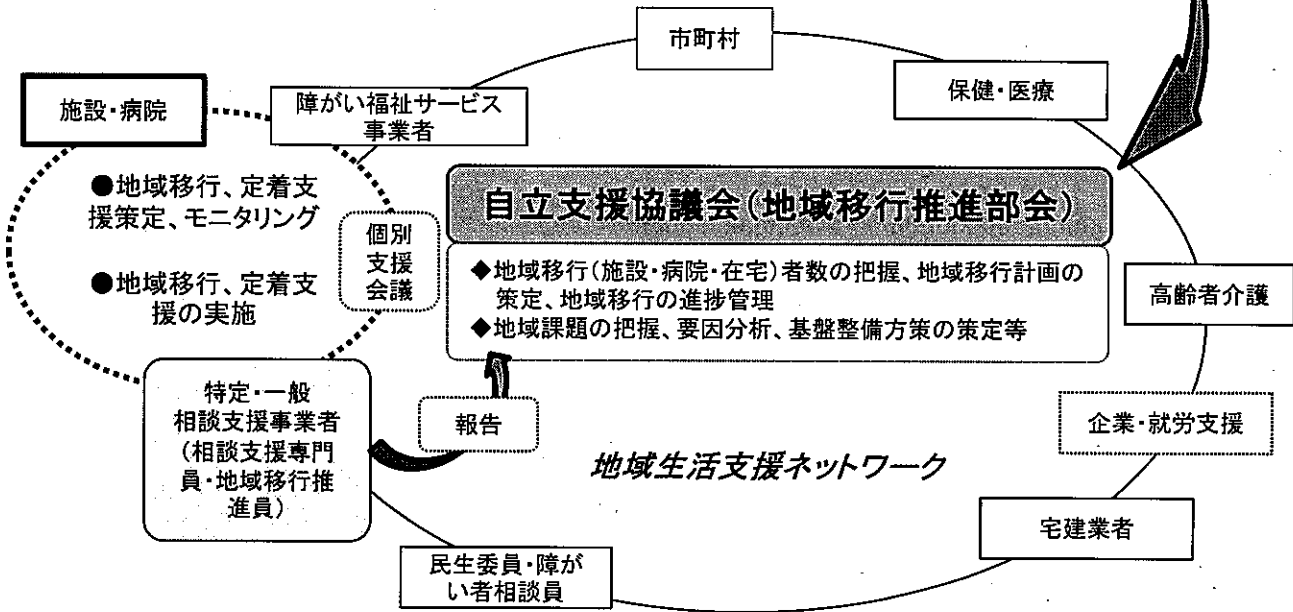
大阪府

- ◆高度な専門的支援
 - ・困難事例への対応
 - ・地域移行計画策定支援
- ◆バックアップ
 - ・精神科病院との調整
 - ・広域調整
- ◆人材養成
 - ・相談支援専門員研修
 - ・地域移行推進員研修
 - ・医療的ケア研修
 - ・高次脳、触法、発達障がい、精神等専門研修
- ◆情報提供
 - ・実態調査による地域移行者数等の情報提供

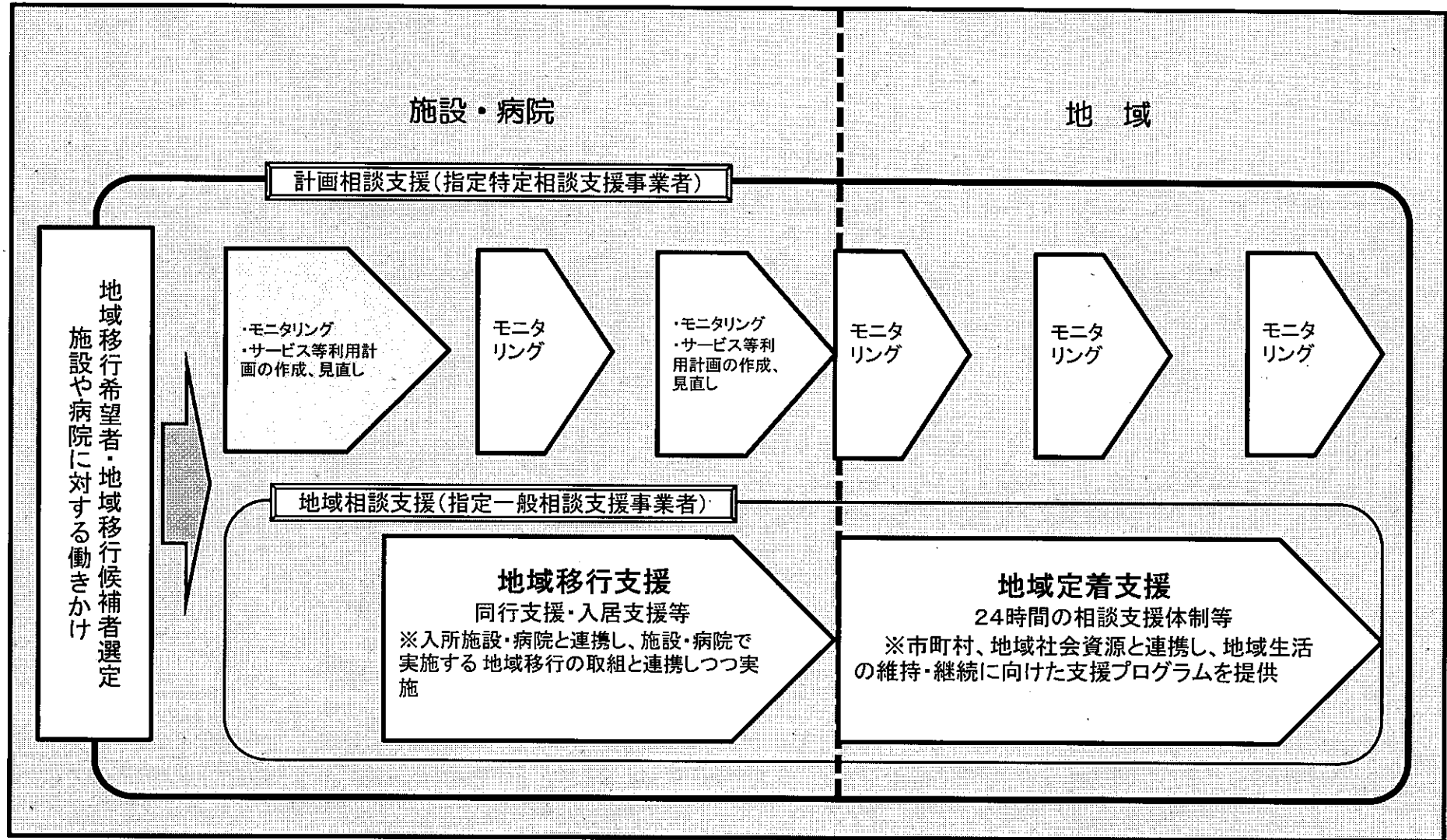


市町村

- ◆自立支援協議会(地域移行推進部会)
 - ・地域移行計画策定、進捗管理
 - ・地域課題の把握、共有
 - ・基盤整備の方策の策定等
- ◆特定・一般相談支援事業者
 - ・施設、病院と連携のうえ、地域移行・地域定着支援計画(サービス等利用計画)の策定、モニタリング(個別給付)
 - ・支援計画に基づく、地域移行支援、地域定着支援(個別給付)の実施
 - ・自立支援協議会、基幹相談支援Cに進捗状況、課題等を報告
- ◆基幹相談支援C
 - ・当面市町村が役割を担い、H26年度までに基幹相談支援Cを設置



施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ



基盤整備のための市町村支援の充実・強化(1)

■ 円滑な地域移行、地域定着のための市町村等に対する支援方策の明確化

○今年度実施の「地域生活移行調査」結果を踏まえ、府として新たな支援策を検討。

※施設や病院として取り組むべき支援内容、地域相談支援(個別給付)との連携方法、特に精神科病院における地域移行候補者の選定方法、地域定着に向けたアフターケアの在り方等が課題と想定される。

(例)

★地域生活支援促進助成

- ・入所施設や障がい福祉サービス事業者、訪問看護事業者、医療機関等との連絡調整を行うコーディネーター配置に要する経費
- ・ピアサポーター配置に要する経費
- ・地域移行後の障がい者に対するアフターケア事業費 など。

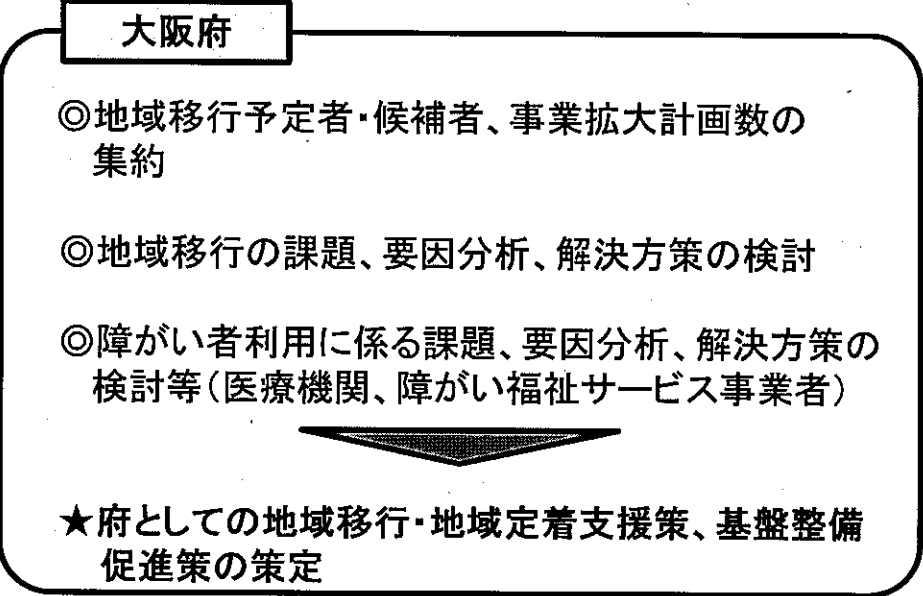
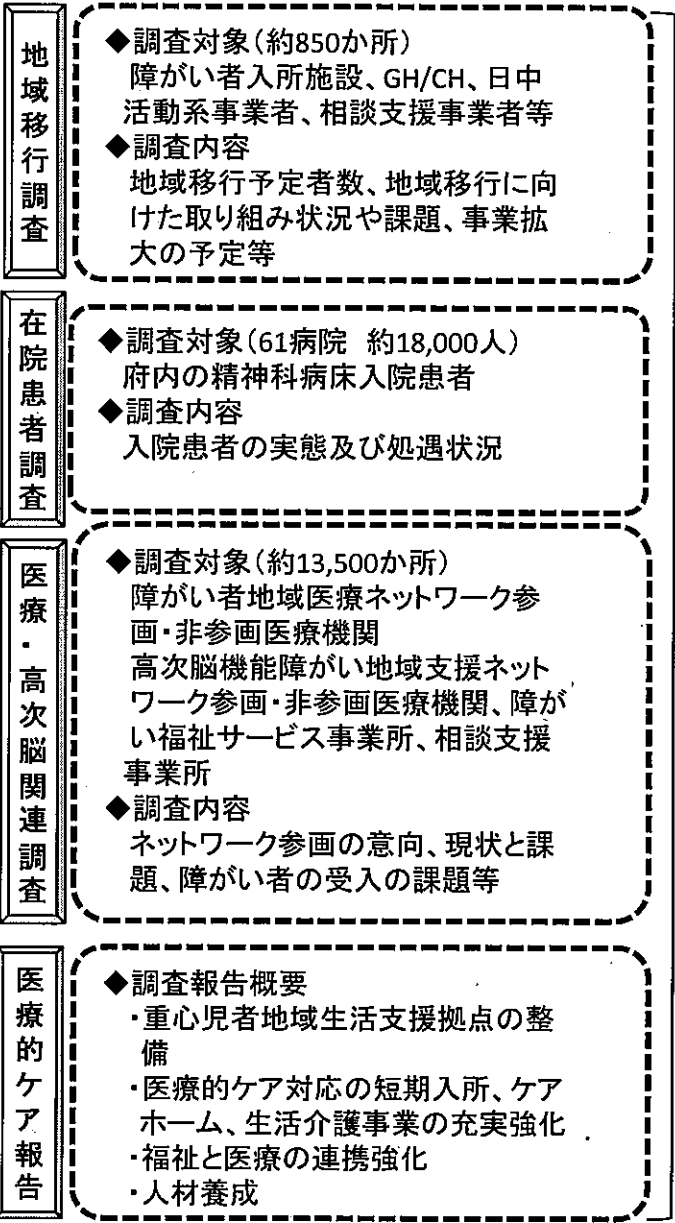
○障がい福祉計画への反映

⇒府は、「自立支援協議会」「制度ワーキング」「施策推進協議会」等を通じて、市町村における地域移行推進体制のあり方を提案するとともに、府内の地域自立支援協議会の機能強化を図り、第三期障がい福祉計画で定める新しい地域移行の目標数値が、市町村及び地域自立支援協議会のもとで達成されるよう市町村等を支援する。

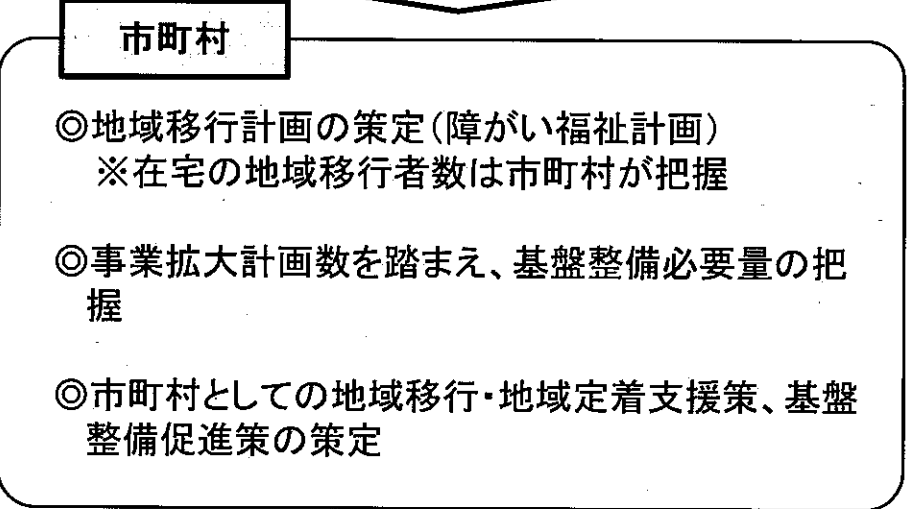
■ 精神障がい者の地域移行推進体制の強化 (病院からの地域移行における保健所の役割)

⇒これまで、保健所は、精神障がい者退院促進支援事業において、支援対象者の選定や精神科病院に対する働きかけ等において、特に重要な役割を果たしてきたことから、今後も専門機関として地域自立支援協議会への参画等を通して、市町村や相談支援事業者への協力・支援。

地域移行促進・基盤整備に向けた府による市町村支援



情報提供等



基盤整備のための市町村支援の充実・強化(2)

■ 相談支援専門員等の養成、資質向上に向けた支援

○「指定一般相談支援事業者」を対象に研修を実施

⇒府障がい者自立相談支援センターは、相談支援専門員等の養成や指定相談支援事業者(地域移行推進員)を対象とした地域移行支援、地域定着支援に必要な知識、技術の習得を目的とした研修を実施。

| | |
|------------------------------------|----------------|
| ※相談支援専門員の養成実績(H18年度～H22年度) | 4,203人 |
| ※相談支援事業所(185か所)の相談支援専門員従事数(H22.4月) | 427人(平均2.3人/所) |
| ※サービス等利用計画作成利用者数(H22年4月、185事業所) | 431人 |

⇒相談支援専門員の養成研修については、今後、民間指定事業者による養成も想定。

○コース別専門研修の実施

⇒相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者等が地域の様々な相談等(高次脳機能障がい等)に対応できるよう、その資質向上を目的として、府障がい者自立相談支援センター等高度専門相談機関(府こころの健康総合センター、アクトおおさか等)が連携して専門研修を実施。

※たん吸引等介護職員研修 ⇒ H23年度実施予定。対象(障がい・高齢):施設関係150名、在宅関係50名

■ 市町村で対応困難な事案に対する支援、地域資源の在り方を検討

○地域医療ネットワーク推進事業実態調査結果を踏まえ、医療的ケア、高次脳機能障がい、発達障がいの問題等、府として新たな支援策を検討。

- | |
|-----------------------------------------------|
| ※医療的ケア関係 |
| ・拠点支援センターの設置、医療型短期入所、ケアホーム等設置促進助成、訪問看護拡大助成など。 |
| ※高次脳機能障がい関係 |
| ・支援マニュアル作成、専門研修による人材確保事業、普及啓発事業など。 |
| ※発達障がい関係 |
| ・発達障がい者支援センター機能強化事業、専門研修による人材確保事業、普及啓発事業など。 |

研修体系

相談支援専門員の資格要件としての研修

初任者研修
〈初年度〉
(31.5H)

現任研修
(更新研修)
〈5年ごと〉
(18H)

法の円滑な施行準備のための研修
〈カリキュラム〉

- 地域相談支援
- 障がい児相談支援

コース別専門研修
〈コース〉

- 重症心身障がい
(医療的ケア)
- 発達障がい
- 高次脳機能障がい
- 触法障がい者

地域移行・地域定着に係る財政支援の状況

| | | 現 状 | 国予定(H24) | 府としての対応(国への要望) |
|----------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 推 進 体 制 | 地域自立支援協議会 | | | <ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者の多様なニーズにきめ細かく対応できるよう必要な人員の配置等に要する確実な財源措置が必要。また設置促進やその機能が十分発揮されるためには、確実な財源措置が必要。 <li style="margin-left: 20px;">※相談支援専門員(H22年度) 専門員2.3人/か所、約70名/1専門員 ◆相談支援事業者間の連絡調整など、地域における相談支援の総合調整機能を有する基幹相談支援センターの設置が新たに位置付けられたところであるが、市町村への設置促進やその機能が十分発揮されるための、確実な財源措置が必要。 ◆精神障がい者地域移行・地域定着支援事業の中で、地域体制整備コーディネーターやピアサポーター等が担っている役割は今後とも重要であり、引き続き、地域移行への希望に至る前段階への支援を行う仕組みを確保するとともに、長期入院者のみならず、長期入所者等に対しても同様の支援が行われる仕組みとすべき。 ◆また、これらの仕組みが計画相談支援や地域相談支援と連携して一体的に運用できる体制とするとともに、円滑に実施できるよう必要な財源措置を講じる必要がある。 |
| | 一般的な相談支援 ※基幹相談支援Cは、H24 新設 | 交付税 | 交付税 | |
| | サービス利用計画策定・ モニタリング | 個別給付 (月8,500円/件) | 対象拡大 (未定) | |
| | 地域体制整備 コーディネーター | ※精神 (有) | ※精神(未定) | |
| 移 行 ・ 定 着 支 援 | 地域移行支援 (外出の同行支援・入居 支援等) | ※精神 (有) | 個別給付化 (未定) | |
| | 地域定着支援 (緊急時の相談、緊急 訪問、緊急対応等) | ※居住サポー ト(有) | 個別給付化 (未定) | |
| | 施設・病院で実施する ピアカン等による地域生 活への意思形成 | ※精神 (有) | ※精神(未定) | |
| | 地域生活への移行後の 出身施設・病院によるア フターケア | | | |

◎H23年度終了予定の「障がい者自立支援対策臨時特例交付金事業」については、H24年度以降も継続実施等を要望